

養殖関連業における労働災害防止について

1 養殖関連業における労働災害発生状況

養殖関連業における労働災害は宇和島監督署管内において、毎年約20件発生しており、県下の事故の9割となります。また、全産業の労働災害の1～2割を占めており、従事労働者数と比較すると事故の発生率が非常に高くなっています。

平成21年以降の労働災害について、事故の型別で見ると、1番多いのが「はさまれ・巻き込まれ」となり、31%を占めています。続いて、「転倒」が26%、「切れ・こすれ」が9%と続いております。

2 労働災害防止対策（はさまれ・巻き込まれ災害防止）

(1) 以下の事項を参考に、機械の本質安全化を図ってください。

フルプルーフ

工業製品や生産設備、ソフトウェアなどで、利用者が誤った操作をしても危険に晒されることがないように、安全対策を施しておくこと。

「よくわかっていない人が扱っても安全」。その思想の根底には「人間はミスするもの」「人間の注意力はあてにならない」という前提があります。

以下の事例を参考に対策を講じてください。

事例

形式	機能
固定ガード	開口部から工具等が入るが、身体の一部は危険領域に届かない。
インターロックガード	機械が作動中は開かず、開いている時は機械が作動しない。
両手操作	両手で同時に操作しないと機械が作動せず、手を放すと停止する。
光線式	身体の一部が危険域に接近すると機械が停止する。
オーバーラン機構	スイッチを切った後、慣性運動をして危険がある間はガードなどが開かない。

(2) 機械による危険の防止（労働安全衛生規則抜粋）

労働災害が発生した場合によくある法違反事項です。

原動機、回転軸等による危険の防止（安衛則第101条）

機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

掃除等の場合の運転停止等（安衛則第107条）

機械の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。

巻取りロール等の危険の防止（安衛則第109条）

ワイヤーロープ等の巻取りロール等（例；船舶で網やロープを巻き取る巻き上げ機）で労働者に危険を及ぼすおそれのあるものには、覆い、囲い、急停止装置を設けなければならない。

3 クレーン、揚貨装置の労働安全衛生法の適用について

「荷を動力を用いてつり上げ、およびこれを水平に運搬することを目的とする機械装置」(一般には「クレーン」)について、設置される場所によって、労働安全衛生法の適用が変わり、必要な資格が異なります。

(1) 労働安全衛生法の適用

航行のための機関を有する船に設置すると、・・・「揚貨装置」。
通称；マリーンクレーン

航行のための機関を有しない船(台船)に設置すると、
・・・「浮きクレーン(移動式クレーン)」。

港に設置すると、・・・「ジブクレーン(クレーン)」となります。

(2) 運転の資格等

上記(1)のそれぞれの運転業務等について必要な資格が異なります。

揚貨装置の運転業務

制限荷重5 t以上の場合、揚貨装置運転士免許が必要である。

制限荷重5 t未満の場合、事業場で特別教育が必要である。

浮きクレーン(移動式クレーン)の運転業務

つり上げ荷重5 t以上の場合、移動式クレーン運転士免許が必要である。

つり上げ荷重1 t以上5 t未満の場合、小型移動式クレーン運転技能講習が必要である。

つり上げ荷重1 t未満の場合、事業場で特別教育が必要である。

ジブクレーン(クレーン)の運転業務

つり上げ荷重5 t以上の場合、クレーン・デリック運転士免許が必要である。

つり上げ荷重5 t未満の場合、事業場で特別教育が必要である。

玉掛け業務

制限荷重1 t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重1 t以上のクレーン、移動式クレーン
の場合、玉掛け技能講習

つり上げ荷重1 t未満のクレーン、移動式クレーンの場合、事業場で特別教育が必要である。

船内荷役作業主任者の選任

揚貨装置を用いて、船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業については、船内荷役作業主任者技能講習を修了した者を選任する必要がある。

特別教育とは、

事業者は危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令に定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければなりません。

4 その他の労働災害防止についての参考資料

(1) 食品加工用機械を使用して作業を行う事業者の皆さまへ

食品加工用機械について、作業の特性に応じた安全対策を義務付けた労働安全衛生規則が施行されました。別添パンフレットを参考に労働災害防止対策を講じてください。

(2) STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省では、転倒災害を撲滅するため「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。別添パンフレットを参考に転倒災害防止対策を講じてください。